

一般社団法人日本病院薬剤師会 助成規程細則Ⅱ

第 1 条 国際学術集会の助成については、一般社団法人日本病院薬剤師会助成規程によるもののほか、本細則Ⅱの規定による。

(目的)

第 2 条 国際学術集会参加への助成制度は、役員又は会員が国外で開催される学術集会（へ参加する際に、本会が助成金を支給する場合の対象、助成金支給人数及び旅費等に関する事項を定める。

2 学術集会等への参加者（以下第4条、第5条に定める者という。）に対する旅費は日本病院薬剤師会旅費規程に関わらず本細則Ⅱによる。

(対象学術集会等)

第 3 条 助成金支給対象学術集会等は次のとおりとする。ただし、当該学術集会において発表する場合の演題及び内容は、原則として、本会事業に関する事項又は我が国全体を視野に入れた薬剤業務・医療薬学分野に関連する事項とする。

- (1) 国際薬剤師・薬学会議（F I P）
- (2) アジア薬剤師連合（F A P A）学術大会
- (3) ASHP ミッドイヤー臨床薬学会議
- (4) その他会長が認めた学術集会等

(参加要請者)

第 4 条 本会が参加要請する者は、国際交流委員会から推薦された者とし、次のとおりとする。

- (1) 第3条の学術集会等より、本会に参加要請があり、会長が認めた者。
- (2) 次の条件を全て満たし、本会から助成金支給となる参加候補者について申請があり、会長が認めた者。
 - ① 当該学術集会等において演者（一般演題を除く）であること。
 - ② 帰国後日本病院薬剤師会雑誌（以下、日病薬誌という）に投稿すること。
- (3) 本会の当該年度の事業を遂行する上で、会長が特に必要と認めた者。

(参加補助者)

第 5 条 本会が参加補助する者は、国際交流委員会から推薦された者とし、次のとおりとする。

- (1) 次の条件を全て満たす第3条の学術集会等の演者で、所定の手続きに従って応募があり、会長が認めた者。
 - ① 会員歴2年以上であり、今後の本会の国際交流活動や国際学会での活躍及び貢献できること。
 - ② 帰国後日病薬誌に投稿すること。
 - ③ 過去に本会より国外の学術集会等への出席に対し助成金が支給されていないこと。
- (2) 本会の当該年度の事業を遂行する上で、会長が特に必要と認めた学術集会における演者。

(助成金支給人数)

第 6 条 第4条及び第5条に定める者の助成金支給人数は、原則として各学術集会等2名以内とする。

(参加要請者への助成金)

第 7 条 参加要請者には、第2項から第7項に定める事項を助成する。ただし、参加学術集会が費用を負担する項目及び通訳料については本助成の対象としない。

- 2 交通費は、実費支給とし、できる限りの経済的な経路及び手段を用いなければならない。国内・国外移動に航空機を利用する場合は、現に支払った旅客運賃（空港使用料を含む）とし、できる限り安価なものを利用することとする。運賃の上限は、普通運賃とする。
- 3 宿泊費は学術集会等開催期間内の実宿泊日数分の実費支給とするが、国外の宿泊費は朝食料金が含まれている場合も含め20,000円を上限とする。また、当該学術集会参加に際して、国内での宿泊が必要な場合の宿泊費は朝食料金が含まれている場合も含め東京都の宿泊は1泊19,000円、他の地域の宿泊は13,000円を上限とする。

- 4 日当は国外での移動、活動に対して支給する。現地交通費を含め3,000円とし、これに当該学術集会日数を乗じるものとする。
- 5 学術集会登録料は、100,000円を上限とする。
- 6 海外旅行保険料は10,000円を上限とする。加入手続きは参加要請者が行い、契約者及び受取人は参加要請者とする。
- 7 第2項から第6項以外の渡航に必要な経費は会長が認めた事項に限り実費支給する。ただし、他の渡航に利用可能な経費は支給しない。
- 8 参加要請者は、原則として所属施設及び他団体等から同一項目の支給を受けることができない。

(参加補助者への助成金)

第8条 参加補助者には、第2項から第5項に定める事項を助成する。ただし、参加学術集会が費用を負担する項目及び通訳料については本助成の対象としない。

- 2 交通費、宿泊費、日当は第7条第2項から第4項を準用する。
- 3 学術集会登録料は実費とする。
- 4 海外旅行保険料は第7条第6項を準用する。
- 5 第2項から第4項以外の渡航に必要な経費は第7条第7項を準用する。
- 6 助成金総額は300,000円を上限とする。
- 7 参加補助者は、原則として所属施設及び他団体等から同一項目の支給を受けることができない。

(助成金の申請及び受領方法)

第9条 本会は、第4条及び第5条に定める者からの申請に基づき助成金を支給する。

- (1) 申請は、助成を受ける項目に関する料金の支払いを証明する書類を申請書に添えて行う。ただし、航空運賃の助成を受ける場合は搭乗券・搭乗案内等も申請書に添えなければならない。
- (2) 助成を受ける項目に関する料金を証明する書類を事前に提出することにより、出発前に前払金を受領することができる。なお、本会は前払金を受領した者に対して、帰国後に前項の手順に従い精算を行う。

(改廃)

第10条 本細則Ⅱの改廃は理事会において行うことができる。

附則 本細則Ⅱは平成16年2月7日より実施する。

本細則Ⅱの実施により、「国際学会参加助成規程」(平成13年3月17日)は廃止する。

一部改正 平成20年7月26日

一部改正 平成20年12月6日

一部改正 平成24年2月17日

(一般社団法人への移行に伴う改正)

一部改正 平成24年10月20日

一部改正 平成30年2月10日

一部改正 平成31年4月13日

一部改正 令和5年10月7日

一部改正 令和6年4月6日

一部改正 令和6年12月14日

一部改正 令和7年4月5日